

低圧発電設備の系統連系 に関する契約要綱 (新電力販売用)

2019年7月1日実施



低圧発電設備の系統連系に関する契約要綱

目 次

1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	系統連系契約の申込みと成立	1
4	系統連系契約の開始	1
5	系統連系契約の単位	2
6	承諾の限界	2
7	発電設備の連系地点、電気方式等	2
8	財産分界点および管理補修	2
9	工事費の負担	2
10	発電の抑制・停止	2
11	損害賠償	3
12	契約期間	3
13	調査等の協力	3
14	契約書等の作成	3
15	系統連系契約の廃止	4
16	名義の変更	4
17	発電設備の変更	4
18	系統連系および運用における基本事項	4
19	連系保護装置の整定	5
20	連絡体制	5
21	当社の作業にともなう連絡方法、操作方法および作業時の安全確保	5
22	緊急停止時および事故時の取扱い	6
23	そ の 他	6
附	則	7

1 適 用

この低圧発電設備の系統連系に関する契約要綱(新電力販売用)(以下「この要綱」といいます。)は、当社または当社以外の小売電気事業者と電気需給契約を締結している低圧供給のお客さま(以下「発電者」といいます。)が、自己の発電設備(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備〔以下「発電設備」といいます。〕をいいます。)を当社の電力系統へ連系し、当社以外の小売電気事業者(以下「新電力」といいます。)へ売電する場合の契約(以下「系統連系契約」といいます。)の条件を定めたものです。

なお、新電力への売電に際しては、別途、当社と新電力との間で託送供給契約(当社が別に定める託送供給等約款における発電量調整供給契約をいいます。以下「託送契約」といいます。)を締結いたします。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、この要綱に定める事項はすべて変更後の「低圧発電設備の系統連系に関する契約要綱(新電力販売用)」によります。

3 系統連系契約の申込みと成立

(1) 発電者が新たに発電設備を当社の電力系統へ連系し新電力への売電を希望される場合は、この要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式に必要な資料を添付して、売電先の新電力を通じてネットワークサービスセンターに申込みをしていただきます。

設置場所、発電設備の概要、結線図および連系開始希望日、その他必要な事項

(2) 系統連系契約は、発電者からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

(3) 当社は、系統連系契約成立後、発電者に「低圧発電設備の系統連系に関する契約のご案内」を交付いたします。

4 系統連系契約の開始

当社は、発電者の系統連系契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ、系統連系開始日を定め、系統連系準備等必要な手続きを経た後に、系統連系を開始いたします。

なお、系統連系準備等のやむをえない事情によって、あらかじめ定めた系統連系開始日に系統連系を開始できない場合は、理由をお知らせし、あらためて協議のうえ系統連系開始日を定めます。

5 系統連系契約の単位

当社は、当社の託送契約1契約に対応して、1系統連系契約を締結します。

6 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、この要綱および当社との電気需給契約にもとづく発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、系統連系契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

7 発電設備の連系地点、電気方式等

当社は、発電者が設置する発電設備の連系地点、電気方式、周波数、電圧、定格出力、発電機種類について、「低圧発電設備の系統連系に関する契約のご案内」により発電者にお知らせいたします。

8 財産分界点および管理補修

系統連系のために設置された電気工作物は、託送契約における受電地点をもって発電者、当社それぞれの所有に分かれるものとし（ただし、別途当社が設置した計量装置等は除きます。）、発電者および当社は、その所有に属する電気工作物を適正に管理補修するものいたします。

9 工事費の負担

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要となる場合は、当社は、工事費の全額を、託送契約を締結している契約者から申し受けます。

当社は、原則として、工事費を工事着手前に申し受けます。

10 発電の抑制・停止

発電者は、次の場合、連系運転の停止または制限を行なうものとします。

また、これらの場合、発電停止にともなう補償を含め、当社はその責任を負わないものとします。

(1) 当社が予告を行なう場合

イ 当社が当社の電気工作物の点検または補修を必要とする場合、その他保安上必要がある場合

ロ 当社が発電者へ供給する電気供給約款にもとづき、供給の停止の措置がとられている場合

ハ その他電気の受給上必要がある場合

- (2) 当社が予告を行なわない場合
 - イ 保安上緊急を要する場合
 - ロ 当社電力系統状況により、発電者の発電設備の電圧が一時的に上昇または低下したことで、発電者の発電設備が自動的に出力抑制または停止した場合
 - ハ 台風等のために当社電力系統に支障が生じる等、発電者の発電設備からの電力を当社電力系統に受け入れることができない場合
- (3) 発電の出力抑制・停止に確実に応じていただくために必要な機器の設置および費用の負担その他必要な措置を当社が要請した場合は、系統連系後の追加の機器設置や追加費用負担を含めて、これに応じていただきます。

11 損害賠償

発電者および当社は、この要綱による系統連系に伴い、相手方または第三者に対し損害を生ぜしめた場合は、その原因者がその損害賠償の責を負うものとしたします。

ただし、その原因者に故意または過失がない場合は、その損害賠償の責めを負いません。

12 契約期間

- (1) 契約期間は、系統連系契約が成立した日から、成立した年度の3月31日までとしたします。ただし、契約期間満了までに発電者または当社のいずれからも何等の申し出がない場合は、契約期間満了の日の翌日から更に1年間期間を延長するものとし、以後この例によるものとしたします。
- (2) (1)にかかわらず、当社もしくは当社以外の小売電気事業者との電気需給契約が消滅した場合または新電力との託送契約が消滅した場合は、この要綱による系統連系契約も同時に消滅するものとしたします。

13 調査等の協力

当社は、系統連系契約に直接関係ある電気工作物の調査、工事、試験、確認等の業務を実施するため、発電者の承諾を得て、発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、発電者は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

14 契約書等の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、系統連系契約に関する必要な事項について、契約書および運用申合わせ書等を作成いたします。

15 系統連系契約の廃止

- (1) 発電者が系統連系契約を廃止される場合（当社もしくは当社以外の小売電気事業者との電気需給契約の廃止に伴って系統連系契約を廃止される場合または新電力との受給契約を廃止し当社へ売電する場合等を含みます。）は、あらかじめその廃止期日を定めて、事前に、託送契約を締結している契約者を通じてネットワークサービスセンターに通知していただきます。
- (2) 発電者がこの要綱に定める事項に違反した場合には、当社は、契約期間中においても、託送契約を締結している契約者を通じて発電者に通知のうえ、系統連系契約を解除できるものといたします。この場合、当社は、原則として、解除日に当社の供給設備または発電者の系統連系設備において、系統連系を終了させるための適当な処置を行なうものといたします。なお、必要に応じて、発電者の責任と負担において、直ちに発電設備を当社系統と電氣的に切り離し、系統連系ができないよう措置していただきます。

16 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまで締結していた発電者の電気需給契約および系統連系契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き系統連系契約の継続を希望される場合は、事前に、託送契約を締結している契約者を通じてネットワークサービスセンターに申し出ていただきます。

17 発電設備の変更

発電者が発電設備を変更される場合は、事前に、託送契約を締結している契約者を通じてネットワークサービスセンターに申し出ていただきます。

18 系統連系および運用における基本事項

- (1) 発電者は、発電者の発電設備と当社の系統との連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等、および次の事項を遵守するものといたします。
なお、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守することといたします。
- (2) 発電者は、発電設備と当社供給設備との連系を行なう場合、当社電力系統の供給信頼度または電力品質の面で、第三者に悪影響を及ぼさないようにしていただきます。

- (3) 発電者は、公衆および作業者の安全確保と電力供給設備および第三者の設備の保全に悪影響を生じさせないようにしていただきます。
- (4) 発電者の発電設備に起因し、当社または第三者の設備に被害を及ぼした場合は、発電者は誠意をもってその補償に応じるものいたします。また、発電者は、当社が対策効果を確認するまで当社電力系統と並列運転は行なわないものいたします。

19 連系保護装置の整定

- (1) 連系保護装置の整定値は以下の場合、発電者と当社との協議のうえ、当社が決定と変更を行なうものいたします。
 - イ 発電者の系統連系に係わる電気設備の新設、増減設、取替え等を行なう場合
 - ロ 発電者の電気需給契約の契約電力の変更等により、整定値を変更する必要がある場合
 - ハ 発電者へ供給する当社配電線の系統を変更した場合
- (2) (1)の場合、連系保護装置の整定および試験は発電者が責任を持って行ない、試験結果をすみやかに当社に提出するものいたします。

20 連絡体制

発電設備の並列運転に関する発電者および当社の連絡体制については、「低圧発電設備の系統連系に関する契約のご案内」のとおりとし、発電者の連絡体制に変更が生じた場合、発電者は、当社にすみやかに連絡していただきます。

21 当社の作業にともなう連絡方法、操作方法および作業時の安全確保

- (1) 事前連絡
当社が当社の設備点検等のため、発電者の発電設備の停止が必要な場合は、事前に連絡いたします。
- (2) 操作方法
 - イ 発電設備を停止する場合
当社と発電者の連絡打ち合わせの後、発電者は、発電設備を停止後、発電設備の手動開閉器を開放し、すみやかに当社へ連絡していただきます。当社は、その連絡を受信した後、連系配電線の作業を行なうものいたします。
 - ロ 発電設備を復電する場合
当社は、作業終了後、発電者に発電設備の手動開閉器の開放を確認し、配電線の切り戻し操作を実施のうえ、発電者へ連絡するものいたします。発電者は、当社からの連絡後、発電設備の配電線への連系操作を行なっていただきます。

(3) 配電線作業時の安全確保

イ 発電設備を停止する場合

発電者または当社の作業により発電者の手動開閉器を開放する場合、発電者は、発電設備からの逆充電および誤操作防止対策として「作業中停止」札を発電設備に取り付けていただきます。

ロ 発電設備を復電する場合

発電者は、作業終了後、発電者の発電設備が停止していることを確認のうえ、発電者の手動開閉器を投入して「作業中停止」札を取り外していただきます。

22 緊急停止時および事故時の取扱い

- (1) 発電者の発電設備に異常が発生し、保安上、当社の配電線停止が必要な場合、発電者は、当社へ配電線停止を速やかに依頼していただきます。
- (2) 当社の設備に事故が発生した場合、当社は、必要に応じて数回の再送電を行ない、再送電が良好な場合、発電者への連絡は行なわないものといたします。
- (3) 当社が事故復旧等により緊急を要し、発電者の発電設備の停止が必要と判断した場合、発電者は、すみやかにこれに応じていただきます。

23 その他

この要綱に定めのない事項、またはこの要綱によりがたい事項が発生した場合は、この要綱、託送供給等約款および特定小売供給約款等の趣旨に則り、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、2019年7月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電設備に係る連系要件

再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定められた特定契約に係る電気を発電している発電設備について、同法により定められた調達期間の満了に伴う特定契約の終了後も引き続き発電を継続する場合は、当社が別に定める「自家用発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」により系統連系契約が成立するものいたします。